

# 令和2年度第2回宗像市次世代育成支援対策審議会議事録【発言者要点筆記】

期日：令和3年3月11日（木）

時間：18時00分から19時20分まで

会場：宗像市役所304会議室

## ◆出席者

### 【審議会委員】

田中 敏明	○	大重 育美	○	大和 寿美	○
小方 信二	○	池淵 恵	○	木村 真彦	○
早川 由洋	○	吉永 康之	○	堤 万里子	○
下嶋 みか子	○	高野 一宏	欠	大庭 隆子	○

### 【宗像市】

徳永 淳 (子どもグローバル 人材育成担当部長)	本田 和徳 (子ども育成課長)	賀来 元彦 (子ども育成課参事)	早川 ちさと (子ども家庭課長)
高倉 庸輔 (子ども支援課長)	本田 康浩 (子ども育成課主幹兼 子ども育成係長)	田中 弘美 (子ども育成課幼児教 育保育係長)	瀧口 啓太郎 (子ども育成課幼児施 設支援係長)
萩野 賢教 (子ども支援課子ども 支援係長)	鹿島 友香 (子ども育成課子ども 育成係主任主事)		

## ◆資料

(事前送付)

【資料①】宗像市次世代育成支援対策審議会条例

【資料②】宗像市子ども基本条例改正について、審議会の今後のスケジュールについて  
(当日配布)

日の里西保育園に関する特別指導監査報告

### 1 あいさつ (徳永部長)

### 2 委嘱状交付

事務局より机上に配布

### 3 委員及び事務局職員自己紹介

大重委員が今年の3月で日赤看護大を退職、後任は永松教授の予定

### 4 審議会の役割

#### (1) 宗像市次世代育成支援対策審議会条例

(事務局より) この審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置。取り扱う事務は、宗像市次世代育成支援対策審議会条例の第2条に記載。子ども・子育て支援法第77条第1項の内容は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況、を調査審議することである。

## (2) 第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画の概要

(事務局より) この計画は、令和2年度から令和6年度までの事業計画で、令和元年度に本審議会に諮りながら策定。計画の基本理念及び基本方針を説明。この審議会では、計画の実施状況などについて意見をいただく。

## 5 会長・副会長 選出

(事務局より) 「宗像市次世代育成支援対策審議会条例」第5条第2項の規定により、会長及び副会長は、委員の互選で定めることになっている。

→委員からの立候補及び推薦がなかったため、事務局案(田中会長・小方副会長)を提示。出席委員全員で事務局案を承認、決定した。小方副会長より挨拶。

## 6 審議事項

### (1) 議事録作成の方法について

(事務局より) 「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則」第6条の規定により、審議会にて3種類の作成方法から決定することとなっている。①すべての発言を筆記する方法(全文筆記)②発言者ごとに内容を要約する方法(発言者の発言ごとの要点筆記)③内容の要点を記録する方法(会議内容の要点筆記)を説明。事務局提案として、これまで同様の②発言者の発言ごとの要点筆記を提案。

→委員より意見なし。本審議会での議事録の作成方法は「②発言者の発言ごとの要点筆記」とする。

### (2) 宗像市子ども基本条例改正について

#### 審議会の今後のスケジュールについて

(事務局より)

<条例改正について>

今年1年かけて条例改正に向けた検討を行う。

○「宗像市子ども基本条例について」の資料及び条例パンフレットに沿って、条例制定の経緯・条例の特徴を説明。「児童の権利に関する条約」は外務省のHPに全文記載あり。この条約が国連で採択された11月20日を条例で宗像市子どもの権

利の日と定めている。日本が条約に批准したのは、世界の中では遅かった。国は既存の法令の中に条約の内容が含まれているといい、新たな国内法の整備は行わなかった。よって地方自治体が条約の理念を具現化し、子どもの権利保障を規定する条例制定に動いた。地方自治体の動きを受けて、国も遅れて児童福祉法等の改正を行った。条例を制定している自治体は全国で約 2.8%のため、非常に珍しい。また本条例には前文があり、宗像市の想いが込められて策定されたものであり、市の子ども施策の根幹である。条例の 3 本の柱を説明。

- 「宗像市子ども基本条例改正(案)について」の資料に沿って、改正理由を説明。
- ①親権者等による体罰禁止が法律に明確化された。民法第 8 2 2 条の親権者の懲戒権によりある程度体罰が容認されていたが、法改正によって令和 2 年 4 月より保護者であっても体罰が禁止となった。
- ②法に基づいた虐待通告義務を条例に記載する。虐待事案は即時の対応が必要。市民へ通告の周知啓発を図る。
- ③「いじめ等」の表記を具体化し、子ども関係施設に対する市の指導強化を図る。

条例改正内容は、「新旧対照表」の資料も合わせて説明。下線部が改正部分。

第 2 条は虐待と通告の定義を明記。第 9 条は保護者による体罰禁止を記載。第 10 条は市民等の役割に虐待通告義務を加える。

第 11 条の「いじめ等」の定義が条例に記載なし。条例解説のハンドブックに説明あり。内容は、「いじめ等」に子ども関係施設による体罰や虐待を含めている。具体的に記載することも検討したが、子ども関係施設は子どもの権利を保障するために設置された施設であり、体罰や虐待が発生することを前提とした文を入れるのはふさわしくないと考えた。また、学校教育法第 11 条で体罰の禁止が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 9 条の 3 に身体的苦痛の禁止が規定されていることから、体罰や虐待の禁止は法令で担保されていると考えた。しかし、具体的に記載した方が、子ども関係施設に伝わりやすくなる。相談しやすい環境については誰が相談するのか記載がなかったので、主語を入れる。第 13 条の審議会名称は固有名詞のため、「宗像市」を挿入し修正したいと考えている。

#### <保育園特別指導監査について>

令和元年 10 月の日の里西保育園元副園長逮捕を受けて、特別監査を実施。特別監査で状況は改善されていたが、再発防止のための仕組みづくりを求めている。保育の質の向上については、令和 2 年 10 月 24 日、令和 3 年 2 月末・3 月末に園内研修、令和 2 年 11 月から 12 月にかけて他園に実習に行き、保育の在り方の見直しを行った。保育内容の改善については、毎週各クラスの代表によるミーティング・課題の整理、毎月保育士全員によるミーティング・保育の見直しを実施した。また、県が指定した評価機関による第三者評価を実施し、結果は令和 3 年度に出る。苦情

解決については、苦情解決フローや苦情取扱い指針を定めて、法人の理事会で承認を受けながら、法人を含めて対応に当たっていくことを明確化。また、苦情解決の第三者委員（外部委員）に弁護士を選任する手続きも進めている。市は継続的に取り組みを確認していく。

全体的には第三者評価を保育所の協力を得ながら、令和3年度から令和6年度にかけて市内の保育園全園で実施する、市全体の保育の質の向上の取り組みを行う。

#### <条例改正スケジュールについて>

今回含めて3回の審議会で改正を検討。最終的に来年の3月議会で提案をする。来年度は審議会と並行して、子ども・子ども関係団体・子どもの権利救済委員からの意見聴取を行う。また、子どもまつりに替わる事業として、11月3日に子どもの権利に関する講演会を中核とした子どもの権利保障・権利啓発を主眼として子どもの権利フェスタ開催を検討している。このフェスタでも条例改正の意見聴取を行う。パブリックコメントに関しては子どもも意見を出すことができる仕組みを検討する。令和4年度は新たなパンフレット作成など、条例改正したことの周知・啓発を行う。また、子ども関係施設や市職員向けの研修を行う。

**【委員】**パンフレット3ページのイラストが性別の役割を固定化したものに見える。子どもの可能性を考えると、男女共同参画の視点も入れて検討してほしい。

⇒ **【事務局】**このパンフレットのイラストは平成24年に作成している。条例改正のタイミングでパンフレットは改訂する。

**【委員】**この条例は、「児童の権利に関する条約」に基づいているという認識でよいか。

⇒ **【事務局】**その通りである。

**【会長】**次回の審議会までに、条例改正の資料を詳細に確認し、次回の審議会でも様々な意見を出してほしい。

**【事務局】**今回お示しした条例改正案は、現時点で市が検討している内容。委員の皆様から幅広い意見、議論をいただき条例改正をしていきたいと考えている。配布資料で不明な点などあれば、いつでも子ども育成課で説明可能。

## 7 その他